

2014年8月18日

川崎市教育委員長 峪 正 人様

## 「全国学力・学習状況調査の活用について」の見直しを求める請願

大前 博

川崎市中原区

### 請願の趣旨

平成 26 年 7 月 22 日の川崎市教育委員会の定例会において「全国学力・学習状況調査の活用について」が決定されました。しかし、このまま実施されれば学校教育をゆがめる危険があると思われるので、学校ごとの結果公表の中止を含めて、抜本的見直しを行われるよう請願します。

#### 1、児童生徒・保護者への「説明責任」を果たせない「全国学力・学習状況調査」

今回の変更において、市教委は、「各学校の取組」の「基本的な考え方」で、「学校により公表」の理由として「調査結果を地域と保護者に示すこと説明責任を果たす。」ことをあげています。しかし、「全国学力・学習状況調査」は、当事者である小学校 6 年生と中学 3 年生の児童・生徒に対し、「説明責任」を果たすことができない「調査の仕組み」になっています。学校で日常的に行われている「指導と評価のためのテスト」とは全く異質なものです。以下、その理由を述べます。

「全国学力・学習状況調査」の調査結果を、授業や指導、学習の改善に「活用」するためには、遅くとも 1 ヶ月以内に答案を返すことが必要です。調査後、半年もたってからの通知では、子どもに対して失礼であり、テストの意味をなしていません。しかも、子どもたちが、全力をあげて苦心して書き込んだ実物の「答案」を返却しないのでは、子どもたちにとっては、いかにも空虚で、実感がわきません。自分の回答のどこがまちがっていたのかを把握することができないのですから、指導や学習方法の改善に生かしようがないことは明らかです。

子どもと保護者には、「個人票」だけが返されます。「個人票」は、自分が全国の同年代の者との比較、優劣が最も強く印象づけられるものです。これでは全国との比較で下位の数値が示された生徒・保護者は、学習への脅迫観念を強め、むしろ有害な結果をもたらしかねません。国連・子どもの権利委員会は、2010年6月子どもの権利条約に関わる日本政府報告書の審査に対する最終報告書で、「高度に競争主義的な学校環境が、いじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退および自殺などの原因になっている」と指摘し、「驚くべき数の子どもが、情緒的幸福度の低さを訴えている」としています。

「全国学力・学習状況調査」は、「子どもたちの自尊感情をどうやって高めていくか」という川崎の学校現場で最も力を入れている努力に水をさすものではないでしょうか。



## 2、川崎市教育委員会は、「学校名を明らかにした成績公表はしない」ことを明確にしてください。

文科省は、2013年11月29日に発表した「全国学力・学習状況調査に関する実施要領」で、「調査結果について個々の市町村名や学校名を明らかにした成績公表は行わない」としてきた方針を改め、「市町村教育委員会がそれぞれの判断において、学校名を明らかにした結果の公表は可能」と変更しました。小中学校の序列化を懸念する多くの国民の声を無視し、文科省のアンケート結果にも反する改定です。

川崎市教育委員会は、「(全国学力・学習状況調査については)順位づけや過度の競争意識をあおることのないよう、学校単位の結果を公表することは控えるべきものと考えております」【2007年12月5日の市議会で木場田教育長(当時)】という立場を明らかにされてきました。

その立場と、今回の学校ごとの結果公表は整合性がありません。「全国学力・学習状況調査の活用について」を見ても、学校ごとの成績公表を行わないという歯止めがありません。川崎市教育委員会には、これまでの立場を堅持されるよう要請します。

## 3、「各学校の取組」は、大幅に見直し、学校の裁量に任せてください。

基本的な確認点として、各学校の取組の「結果報告書」の5つのパターンは、あくまでも例示であり、全国平均を基準に分析したり、数値目標を掲げたりせず、各学校で、形式内容を創意工夫して作成してよいことを明確にするべきです。そして、公表の時期を含め学校の裁量に任せるよう以下の点で抜本的な見直しをすることを要請します。

第一に、各学校に対し「情報提示の時期」を前期末としていることです。9月は、小中学校では子どもたち一人ひとりへの成績評価、通知票作成等を行うため最も忙しい時期です。中学校では9月から10月の土日に川崎市総合体育大会も開催されます。この時期に半年前の調査の「結果と今後の取り組みを提示する準備を行う」よう求めることは、無理があり無茶な要求です。各学校が「情報提示」を行うのであれば、その時期はもっと幅を持たせ、学校の裁量にまかせるべきです。

第二に、「個人票」を「前期末(10月)頃に実施される面談や教育相談の機会を通じて児童生徒・保護者に着実に渡すこと」を求めている問題です。中学校の3年生にとって11月の面談は、目前に迫った高校受験に向け志望校を決め、追い込みに入る直前の時期にあたります。この時期に6ヵ月前のテストの結果を答案もないまま渡されても、子どもたち一人ひとりの学力に關した、弱点「改善」指導の余地などほとんど期待できません。子どもたちに失礼です。個人票によって「調査結果をもとにした学習方法の改善等についても児童生徒・保護者と共通理解」することには無理があります。児童生徒・保護者への通知の時期と方法についても学校の裁量に任せるべきです。

第三に、例示された5つの「結果報告書」の内容は問題点が多く、抜本的見直しを要請します。

- ① 見直しを調査結果の分析との視点として「全国の正答率」(各教科の調査)や「全国の状況との比較」が多用されていることです。川崎市の教育は「他者よりぬきんでるための競争」ではなく「ともに生きるために力を合わせる共生」を大切にしながら行われています。「全国の状況との比較」は、教職員が問題の所在を発見する一つのヒントとしては、役立つことがあるかもしれませんが、しかし、子ども、保護者や市民に「全国との比較」を分析の視点とした情報を

提供し公表することは、川崎の学校が何を大切にしながら行われているのかについて誤解を与え、過度の競争意識をあおることにつながります。「全国の正答率」(各教科の調査)や「全国の状況との比較」を入れ、公表するよう求めるのは見直しをするよう要請します。

- ② 「次年度のとりくみ」として、数値目標を掲げることの問題です。たとえば「数学の授業の内容がよくわかる」と生徒が答えるようになることをめざすのならば、その目標は「すべての子どもが」よくわかると答えるようになることではないでしょうか。それを「55%以上にする」とか「5%アップをする」などを目標に掲げれば、一見現実的で科学的に見えますが、実践や取組を歪めることになりかねません。テストの得点の向上を目標として掲げれば、「過去の問題を解かせる」「模擬テストを実施する」「補習を行う」などといったいくつかの自治体が陥っている、対症療法的テスト対策が広がります。数値目標公表を義務付けることは、教育課程を歪め、子どもたちの学びを薄っぺらなものにするので見直すよう要請します。
- ③ わかる授業の取組として「児童生徒に身に付けさせたい力」「これらの力を身につけるために学校として取り組むこと」で、児童生徒質問紙調査、学校設問紙調査の設問への着目をもとめている問題です。

たとえば、質問用紙にある「授業の冒頭で目標を示す活動を『学校全体で計画的に取り入れる』」ことは、本来ひとりひとりの教員が創意工夫しながら創造的に行うべき「授業の導入」を画一的なものにする危険があります。「児童生徒に身に付けさせたい力」や「これらの力を身につけるために学校として取り組むこと」は、一つ一つの学校が子どもたちや地域の実情を踏まえ、教職員の討議の中でいねいに合意をつくりながら創造的に行うべきものです。

「児童生徒質問紙調査、学校設問紙調査の設問」の内容は、その際のひとつの参考例に過ぎません。すべての学校に児童生徒質問紙調査、学校設問紙調査の設問への着目を求めることは、安易な対症療法的とりくみをひろげることになるので改めるべきです。

- ④ 「結果報告書」が、最後に「区教育担当の立場」から「各学校の取組の成果や課題についてのコメントを記載する」としていることは、学校現場の感覚からして論外であり、行うべきではありません。いつから区教育担当は、学校の教育への指導・評価の権限を付与されたのでしょうか。学校教育法の趣旨に反します。

### 請 願 事 項

- 1、川崎市教育委員会は、今後も、「学校名を明らかにした成績の公表」はしないことを明確にしてください。
- 2、「各学校の取組」は、時期や内容を各学校の判断に任せ、学校への強制はしないでください。
- 3、「区教育担当による支援・指導」の記載は、やめてください。